

第 7 章 誘導施策

7-1.誘導施策の基本的な考え方

本計画の将来都市像等を踏まえ、誘導施策を設定します。

目指す将来都市像

にぎわいと憩いがあり心地よく暮らせるまち

特に力を入れる施策

子育て世代を中心に住み続けられるまちの実現

施策・誘導の方針

- ①子育て世代を中心に選ばれ、住み続けられるまちづくり
- ②都市機能を誘導し活力あるまちづくり
- ③交通利便性を高め、誰もが移動しやすいまちづくり

防災減災まちづくりの方針

災害リスクに対し、ソフト・ハード両面から施策を実施するとともに、町民一人ひとりの防災力と町役場の危機管理機能を高め、安全・安心なまちづくりを進めます。

基本方針1 自助・共助による地域防災力の向上を進めます。

基本方針2 都市基盤の整備を進め、災害から守るまちづくりを進めます。

基本方針3 関係機関との連携を深め、被災の軽減を図ります。

また、第6次嵐山町総合振興計画や第2次嵐山町都市計画マスタープランなどの計画や各種個別計画との整合性を図り、誘導施策を設定します。

7-2.誘導施策

①子育て世代を中心に選ばれ、住み続けられるまちづくり

都市基盤の整備及び維持管理	
施策概要	都市基盤である、道路・橋梁・下水道については、必要な整備を行い、定期的な点検を行うなど適切な維持管理を進めます。
学校教育の充実	
施策概要	「学びを通して 夢を実現する人づくり」のため、教育施設を始めとする教育環境の整備・充実に取り組みます。
子育て支援の充実	
施策概要	地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、こども医療費助成事業やこどもの居場所事業、子ども家庭センター事業等子どもの最善の利益が実現するための事業に取り組みます。
豊かな自然環境の維持管理	
施策概要	都市公園をはじめとする公園は、子育て世代から高齢者まで幅広い世代の憩いの場であるとともに、災害時の避難場所にも利用されます。緑豊かな公園を快適に使用できるよう、除草などの維持管理や必要な改善等を進めます。 また、これらの公園やオープンスペースを活用して、町民の交流の場や景観を高めた憩いの場の創造などの工夫を行います。
地域防災力の向上	
施策概要	地域の防災組織と連携を密にし、資機材等の支援や消防団の育成・支援、災害協定による減災体制の構築など、官民一体となって地域防災力の向上を進めます。 ハザードマップや情報伝達の周知を図り、災害情報を町民に迅速に提供します。
「防災に強いまち」をアピール	
施策概要	本町の有する災害の比較的小さい特徴を町外へ広くアピールするとともに、自然災害の発生に備え、防災力を高めた安全・安心なまちづくりを目指していることをアピールし、子育て世代を中心に選ばれ、安心して住み続けられるまちづくりを行います。
位置特性を踏まえた利便性のアピール	
施策概要	本町の特徴である関越自動車道の嵐山小川インターチェンジや東武東上線の武蔵嵐山駅があることで、自動車の利便性や東京都心への交通の利便性にも恵まれている中で、郊外に緑豊かな環境もあり子育て環境に恵まれている町であることを町外へ広くアピールします。

②都市機能を誘導し活力あるまちづくり

立地適正化計画に基づく届出制度の運用	
施策概要	居住誘導区域や都市機能誘導区域に居住や都市機能をゆるやかに誘導することにより、区域内の人口密度の維持と都市機能の維持を図ります。
都市計画制度の運用	
施策概要	平沢土地区画整理事業地内においては、地区計画を適切に運用し、良好な居住空間の維持を図ります。
空家、空き店舗、空き地の有効活用	
施策概要	関係団体との官民連携を軸に、空家バンク等を通じて空家の有効な活用を図り、空き店舗においては改修支援などを行い有効な活用を図ります。空き地についても、各種関係団体との官民連携を図りその解消に努めます。
空家等発生の予防策	
施策概要	広報やホームページを用いた町民及び空家の所有者・管理者への情報発信や、固定資産税納税通知書等の送付機会を活用し適正管理のお願いをするとともに、相談窓口を設け管理不全空家の発生を予防します。
民間等のまちづくり活動への支援	
施策概要	未利用地の活用やにぎわいづくりなど事業者、教育機関、研究機関や地域団体などへ情報提供や活動の支援を行います。
公共施設の維持及び適正化	
施策概要	持続的な財政運営を行うため、財源の確保を図り、嵐山町公共施設等総合管理計画改定版に基づき公共施設の適正な維持や適正化を図ります。

③交通利便性を高め、誰もが移動しやすいまちづくり

利用者の実態を踏まえた交通手段の確保	
施策概要	現在のバス路線、高齢者外出支援事業等を踏まえ、持続可能で効率的な交通手段の維持、導入を検討します。
地域公共交通計画の策定	
施策概要	関係機関との連携を図り、地域公共交通計画を策定し、官民一体となって新たな公共交通体系の構築を目指します。

7-3.届出制度

(1)居住誘導区域外における届出制度

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外において、以下の住宅の開発・建築等行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、町長への届出が義務付けられます。

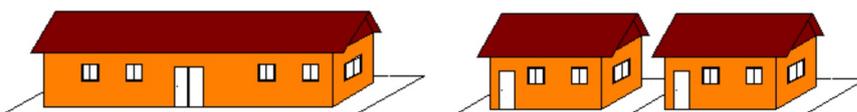
また、届出内容が居住誘導区域への居住誘導の妨げになると判断した場合は、規模の縮小や別の地域での開発等の事前調整を行い、調整が不調の場合は勧告等を行うことが可能となっています。

■開発行為

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為



- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



■建築行為等

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



(2)都市機能誘導区域外における届出制度

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外において、本計画で位置付けられた誘導施設の開発・建築等行為を行う場合は、着手する日の30日前までに、行為の種類や場所等について、町長への届出が義務付けられます。

また、届出内容が都市機能誘導区域への都市機能誘導の妨げになると判断した場合は、規模の縮小や別の地域での開発等の事前調整を行い、調整が不調の場合は勧告等を行うことが可能となっています。

■開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

■建築行為等

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

(3)都市機能誘導区域内における届出制度(休止・廃止)

都市再生特別措置法第108条の2第1項に基づき、都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止または廃止しようとする場合は、30日前までに町長への届出が義務付けられます。